

一般社団法人神奈川県剣道連盟資産および会計

(事業年度)

第1条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(資産の構成)

第2条 この法人の資産は次の通りとする。

- (1) 年会費
- (2) 資産より生じる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 補助金、その他の収入

(資産の管理)

第3条 この法人の資産は、会長が管理し、別途積み立て資産は理事会の議決を経て、定期預金とするなど、確実な方法により会長が保管する。

(事業計画及び収支予算)

第4条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第5条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第5条の書類のほか、監査報告を主たる事務所に文書(紙媒体)で10年間据え置くとともに、電子媒体として20年間保存する。

(閲覧)

第6条 会員はあらかじめ専務理事もしくは事務局長に連絡し、日時を決めて事務所に
おいて、事業計画及び結果報告、予算および決算などの書類を閲覧できる。

2 複写を希望する場合は理由を添えて、文書(紙媒体もしくは電子的方法による)をもって申し込み、幹部会の承諾を得ることを必要とする。

3 会員以外の公的機関においても同様の手続きで閲覧できるものとする。

(長期借入金)

第7条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入借金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第8条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担、または権利の放棄を行おうとするときは理事会の議決を経なければならない。

(剰余金の分配制限)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

附則 この規程は、法人発足時をもって有効とする。 令和00年00月00日